

## 令和3年度第12回理事会議案書

日 時	令和4年4月12日（火）午後7時00分より	
場 所	あさぶ商店街事務所	
出席理事	理事長	稲川正勝
	副理事長	佐藤典子
	副理事長	劔物 忍
	専務理事	木村 弘
	理 事	柏崎辰徳
	理 事	生嶋宏治
欠席理事	理 事	内平純一
	理 事	井上尚謙（委任状提出）
事務局	奈良 正彦	
会議次第	1、開 会： 2、挨拶：理事長	
議 題	1、組合状況 2、2022年度予算 3、りあん業務委託契約書の作成 4、2022年度通常総会までのスケジュールについて 5、第三者委員会意見書で指摘の各種規約、規程の整備、その他 6、50周年記念事業案 記念誌作成など	
	* 【説】印は説明予定者	

亜麻の花咲く手づくりの街

**麻生商店街振興組合**

## 議題1. 組合・組合員状況

### I. 報告事項

#### (1) 組合員

- 組合員数 : 85件\*4月1日現在
- 入会 : 私の書齋麻生五叉路店 (山晃ハイツ108号)
- 退会 : (有)麻生住設 (3月31日退会)

#### (2) 会議、会合

- 3月23日 まち協連絡会議
- 29日 区商連理事会 (木村専務出席)
- 30日 市商連理事会 (佐藤副理事長出席)  
商店街等支援制度説明会 (事務局)
- 4月4日 あさぶ協議会だより編集会議 (事務局)
- 12日 道振連女性部監査 (佐藤副理事長出席)
- 今後の予定 (出席予定者)
- 4月21日 区商連役員会(18:30)(木村専務?)  
まちづくり協議会総会(15:40)(木村専務、奈良)  
市商連女性部役員会(11:00)(佐藤女性部長)
- 25日 道振連女性部役員会 (ZOOM)
- 27日 協議会だより編集会議
- 5月6日 通常総会公告
- 9日 予算理事会
- 10日 21年度監査
- 21日 区商連総会
- 24日 資源回収
- 27日 第49回通常総会

#### (3) 駐車場事業

- 除雪費の契約改定 第2駐車場月額(税込み)85,250円から110,000円へ改定、駐車場外歩道部分の除雪段差解消150,000円(1回)となる。

#### (4) 商店街街区新規開店、閉店

- 新規開店 : さかなと中華「ぜっぴん」(旧ぶら里跡)
  - 閉店 : 千房札幌麻生店(業態変更)
- \*開店、閉店など、情報提供をお願いいたします。

### II. 社会貢献事業 (対象事業は、防犯カメラ、災害備品倉庫その他)

- 防犯カメラ 3月25日五叉路周辺  
4月1日寶龍前(商店街駐車場内での車上荒らし)

**Ⅲ. 地域活性事業** (対象事業は、パークゴルフ、ボウリング、三世代、あさぶ夏祭り、亜麻そば会食、亜麻そば乾麺、おすそわけ、あさぶ一、おてらくご、あさぶらっと、その他)

- 2022年度夏祭りは中止
- あさぶ一出演 5月5日ホーム企画センター(北38条西2丁目1-26)11時~13時  
中に入る人を募集してます! 手当は5,000円を予定(10:30~13:30)  
販促物として、道振連からもらった「北海道スタイル」エコバッグ60個、にこに子マップ、りあん通信などを検討中

**Ⅳ. 情報発信事業** (対象事業は、ホームページ作成、五叉路その他)

- ホームページは順次更新。五叉路第235号(案)(5月発行)別紙参照  
次回編集会議は4月27日

**Ⅴ. 環境整備事業** (対象事業は、駐車場、看板、古紙回収、まちの灯り、花いっぱい、亜麻栽培その他)

- 4月24日集団資源回収

**Ⅵ. 街区振興事業** (対象事業は、りあん、市商連他の補助事業その他)

- 札幌市の2022年度補助事業が決定しました。
  - (1) みんなの商店街支援事業(地域貢献型) 補助上限50万円(2/3以内)  
対象事業例~ 犯罪のない安心で安全なまちづくり(防犯カメラの設置など)  
商店街の防災力強化(防災倉庫の設置など)  
商店街区の清掃美化、リサイクル推進(花壇の整備など)
  - (2) 商店街販売促進支援事業 補助上限額参加店数により300万円~(10/10)  
対象事業例~ 値引き券(クーポン)の発行、プレミアム付き商品券の発行他
  - (3) みんなの商店街集客力アップ事業 補助上限200万円(1/2)  
対象事業例~ 朝市、夕市など定期的なマルシェなど(おすそ分け?)

\*別紙参照

- 事務所車両について、9月13日にリース期間満了、現在延長を含め見積依頼中

**Ⅶ. 女性部** (対象事業は、全般)

- 別紙資料参照

**Ⅷ. その他** (その他)

- 3月28日付北海道新聞SDGs特集に覚王寺が掲載された。
- 連休 4月29日(金) 30日(土) 5月1日(日) 5月3日(火) 4日(水) 5日(木)  
通常営業 5月2日 6日~

**議題2、2022年度予算**

- 別紙参照

### 議題3、2020年度りあん業務委託契約について

○WAM申請が通ったことによりりあんの家賃などは商店街に支払ってもらうことになったが、これに伴い、業務委託契約書を交わす。内容は別紙の通り。

### 議題4、2022年度通常総会までのスケジュール

○2022年度通常総会に提出の次年度事業計画案について、検討願いたい。

#### 1、総会議事（案）

議案第1号 令和3年度事業報告並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び  
剰余金処分案の承認について

監査報告

議案第2号 令和4年度事業方針および計画（案）並びに収支予算（案）の承認  
について

議案第3号 令和4年度経費の賦課及び徴収方法について

議案第4号 令和4年度本組合借入金残高最高限度額の決定並びに一組合員に対  
する貸付金残高最高限度額の決定について

議案第5号 第三者委員会による調査報告および意見書について

議案第6号 定款第40条第10項の追加について

議案第7号 任期満了に伴う役員改選の件

#### 2、現時点での予定：

次年度予算案作成 4月12日（火）原案作成

2021年度決算 4月27日（金）

理事会 5月6日（金）決算、22年度総会理事会

通常総会公告 5月6日（金）\*定款25条6項

2021年度監査 5月10日（火）

出席者、委任状集計（一次） 5月24日（火）

第49回通常総会 5月27日（金）

#### 3、第三者委員会報告書の取り扱い

4、これまでの事業（パークゴルフ、夏祭り、亜麻そば会食、ボウリングなど）の再  
検討、新規事業の計画など

5、定款変更 「半数以上の出席、出席者の2／3以上の賛成」

6、任期満了に伴う次年度役員推薦

7、コロナ禍の下での総会検討

### 議題5、第三者委員会意見書で指摘の各種規約、規程の整備、その他

○意見書にて指摘された整備すべき規約・規程について

(1) 定款上必要とされる職員退職金規程が存在しない。

(2) 定款25条第2項及び40条第8項の誤記、40条第10項の追加

(3) 組合と理事との間の利益相反取引について規約、規定が存在しない。

この点については、新設の理事会運用規程に定める。

(4) 小口現金管理方法について規定が存在しない。

(5) 経費の支出の条件などを定める明文規定が存在しない。

議題6、50周年記念事業案 記念誌作成など

- 商店街創設は、1973年12月に創立総会、成立は1974年5月。2013年までの記録は40周年記念誌に掲載
- 2022年度予算に記念誌作成準備のため原案作成、資料収集などの経費として20万円を計上、りあんの協力を依頼したい（委託費）。
- 記念イベント、記念品、記念誌、挨拶状などの実施案、作成計画の策定

**次回理事会予定**

**5月6日(金曜日) 19時～**

# 令和4年度 商店街向け支援制度

※全ての事業において、予算額に達した場合、募集期間中でも募集を終了いたしますので、ご留意願います。

## 1 みんなの商店街大作戦事業【募集：～令和4年12月28日（水）まで】※締切は5月末から毎月末（月末が土日の場合は翌営業日）

<※1商店街あたり①と②を合わせて3件以内>

### ① にぎわいづくり型

商店街が実施する夏祭りやアイスキャンドルなどの「にぎわい創出イベント」に対する補助

- 補助率：3分の2以内
- 補助額：20万円（上限）

### ② 地域貢献特別型

安心・安全なまちづくりや防災力強化など、札幌市が抱える課題の解決に著しく寄与する地域貢献活動に対する補助

- 補助率：3分の2以内
- 補助額：50万円（上限）

【令和4年度設定テーマ】

- ① 犯罪のない安心で安全なまちづくり（見回り、防犯カメラの設置等）
- ② 防災力強化（避難訓練、防災倉庫の設置等）
- ③ 高齢者の健康づくり（健康体操等）
- ④ 交通安全対策（交通安全教室等）
- ⑤ 教育・見守り強化（職業体験等）
- ⑥ 清掃美化・リサイクル推進（花壇整備、廃油回収等）
- ⑦ 「がんばろう!商店街事業」の商店街負担分等（旧「Go To 商店街」）

## 2 みんなの商店街集客力アップ事業【募集：～令和4年10月31日（月）まで】※締切は5月末から毎月末（月末が土日の場合は翌営業日）

商店街が実施する集客力向上に寄与する取組に対する補助（最大2年間） <※1商店街あたり1件まで>

- (1年目) □補助率：2分の1以内  
□補助額：200万円（上限）
- (2年目) □補助率：3分の1以内  
□補助額：130万円（上限）

【想定事業例】

- ✓ 朝市、夕市など定期的なマルシェ
- ✓ 一店逸品運動、商店街の特徴づけ
- ✓ 商店街で購入できる商品・サービスの予約、注文、購入、配達依頼ができるWEBサイト構築
- ✓ ショップモビリティの向上（タクシー会社との連携、歩行補助用具の貸出など）
- ✓ 買い物客対象の子ども預かりサービス

※外部有識者を含む選考委員会による審査あり

## 3 みんなの商店街人材育成事業【募集：～令和4年5月31日（火）まで】

専門家による「全体セミナー」や「個店への実地指導」を通じて、商店街の「特徴づけ」を行い、それに基づく商店街・個店の取組の創出を支援（令和4年度：2商店街を予定）

【（参考）令和3年度 北24条商店街】



「縄文文化」を軸とした商店街の活性化を図るため、全体セミナー（3回）及び専門家によるモデル3店舗での実地指導（各2回）を実施。  
⇒縄文食材を活用した料理の提供や店舗でのミニセミナーの開催など様々な取組案が創出された。

## 4 商店街販売促進支援事業【募集：～令和4年7月15日（金）まで】※随時、交付決定いたします。

商店街が値引き券や商品券等を発行して行う販売促進活動に対する補助

<※1商店街あたり1件まで>

- 補助率：補助対象経費の10/10
- 補助上限：店舗数により300～1,000万円
- 対象経費：広告宣伝費、委託費、消費者還元分（値引き分・プレミアム分など）等
- 事業期間：令和4年12月31日（土）まで

参加店舗数	補助上限額	消費者還元分
100店舗以上	1,000万円	70%以上
50～99店舗	500万円	60%以上
20～49店舗	300万円	

※プレミアム率は30%以内

（参考）2商店街以上で共同実施することも可能です。

【共同した場合の補助上限額】

- Ⓐ：「各商店街の参加店舗数の補助上限額」の合算額
  - Ⓑ：全ての参加店舗数による補助上限額
- ⇒ⒶとⒷで高い方の上限額を適用可能

（例）ア商店街（120店）+イ商店街（70店）  
Ⓐ1,500万円 Ⓑ1,000万円 ⇒Ⓐ1,500万円を適用可  
（例）ウ商店街（20店）+エ商店街（90店）  
Ⓐ800万円 Ⓑ1,000万円 ⇒Ⓑ1,000万円を適用可  
※消費者還元分は適用した額が1,000万円以上の場合には70%以上、1,000万円未満の場合は60%以上となります。

あさぶ商店街  
おもしろ通信

# 5又路

発行

あさぶ商店街  
理事長：稲川 正勝

編集

副理事長：佐藤 典子  
理事：内平 淳一  
柏崎 辰徳

亜麻の花咲く手づくりの街 第235号

北区麻生町6丁目14-6

TEL: 011-707-9923

FAX: 011-758-7345



あさぶー

あさぶ商店街  
キャラクター「あさぶー」

りあんひな祭り

商店街から

## インフォメーション

りあん  
5月5日  
7月7日  
9月  
12月  
...

季節行事を生かした食育  
端午の節句  
七夕  
15夜  
冬至

組合店りー Vol.77

Bellissima

組合店りー Vol.78

松木けんこう事務所

## 定款第40条10項の新設（文案）

定款第40条第10項 この定款に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により規程を定める。

# 1. 理事会運営規程

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、麻生商店街振興組合（以下「組合」という。）の定款第40条10項に基づき、この組合の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

（理事会の種類）

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に毎月開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（理事会の構成）

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

（理事の出席義務）

第4条 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。

## 第2章 理事会の職務

（職務）

第5条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本組合の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職を行う。

(4) 総会により委託された事項の執行

（決議事項）

第6条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

イ この法人の業務執行の決定

ロ 理事長、副理事長、専務理事の選任・解任

ハ 商店街振興組合法第 50 条に規定する理事の取引の承認

ニ 事業計画書及び収支予算書等の承認

ホ 事業報告及び計算書類等の承認

(2) 定款に定める事項

イ 下記の規則の制定、変更及び廃止

① 理事会運営規程

② 経理規程

③ 就業規則

④ 職員給与規程

⑤ 情報公開規程

⑥ その他必要な事項の規程

(3) その他重要な業務執行に関する事項

イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更

ロ 重要な事業その他の争訟の処理

ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第 7 条 理事が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方・金額・時期・場所

(4) 取引が正当であることを示す参考資料

(5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(付則)

この規程は、理事会承認の日（令和 年 月 日）から施行する

以上